

電気ご契約についてのご案内（供給条件）

1. ご契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ、低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）、低圧供給約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）ならびにその需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）における需要者に関する事項を承認のうえ、所定の様式によりお申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、口頭、電話等により申込を受け付けることがあります。

(2) 需給契約を変更する場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更としない事項については、お知らせを省略いたします。

(3) お客さままたは当社が電気の需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、相手方に通知するものといたします。

2. ご契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、原則として、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

(3) 契約期間満了に先立ってお客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものと

いたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の締結後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回路を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更としない事項については、お知らせを省略いたします。

3. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。また、周波数は、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、および静岡県（富士川以東）は標準周波数 50 ヘルツとし、富山県氷見市は 60 ヘルツといたします。

4. 検針日

検針日は、当該一般送配電事業者が託送供給等約款等にもとづき、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

5. 使用電力量の計量

料金の算定期間の使用電力量は、計量を行なう当該一般送配電事業者から当社が取次契約を締結する小売電気事業者（以下「当該小売電気事業者」といいます。）に通知された接続供給電力量にもとづき算定いたします。ただし、これによりがたい場合は、要綱の定めにより算定いたします。

6. 契約電流・契約容量・契約電力

(1) 契約電流

契約電流は、原則として、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(2) 契約容量

契約容量は、原則として、要綱に定める算定方法により得た値といたします。

(3) 契約電力

契約電力は、原則として、要綱に定める算定方法により得た値といたします。

7. 料金の算定

(1) 料金の算定期間は、託送供給等約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む検針期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 料金は、各契約種別ごとに料金表に規定する料金といたします。

なお、附帯契約種別とあわせて契約する場合の料金は、各契約種別ごとに料金表に規定する料金と各附帯契約種別ごとに料金表に規定する料金の合計といたします。

8. 工事費等の負担

当該小売電気事業者が、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当該小売電気事業者に対して、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払っていただきます。

9. 料金の支払い義務および支払期日

お客さまの料金の支払い義務は、原則として、検針日に発生いたします。また、支払期日は、原則として、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目以降の当社がお客さまにお知らせした期日といたします。

10. 料金その他の支払方法

料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて、原則として、「口座振替支払」により支払っていただきます。また、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、金融機関等を通じて支払っていただきます。

11. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- (2) 需給契約の廃止または解約等によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

12. 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまの需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、当社は、解約の 15 日前までに予告いたします。

また、お客さまが解約の前日までにいずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されない場合には、当該一般送配電事業者は、解約日以降に需給を終了させるための適当な措置を行ないます。この場合には、当該一般送配電事業者は、その旨をお客さまに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが当社との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金等相当額，その他金銭債務をいいます。）を当社の定めた期日まで
に支払われない場合
- ニ 14（違約金）(1)二またはホの場合
- ホ 要綱の定めによる電気の供給の停止によって電気の供給を停止されたお客さま
が当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消され
ない場合
- ヘ お客さまが，その他要綱および料金表等に反した場合

(2) お客さまが，1（ご契約の申込み）(3)による通知をされないで，その需要場所から
移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当該一般送配電事業者
が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたしま
す。

13. 需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算

当社は，次のいずれかの場合において，需給契約の消滅または変更の際に，当該小売
電気事業者が当該一般送配電事業者から託送供給等約款等にもとづいて料金等の精算を
求められるときには，請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

- (1) 契約電流，契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで
電気の使用を廃止しようとする場合
- (2) 契約電流，契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の
使用を廃止しようとする場合
- (3) 契約電流，契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで
契約電流，契約容量または契約電力を減少しようとする場合

- (4) 契約電流、契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電流、契約容量または契約電力を減少しようとする場合

14. 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ハ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ニ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合
 - ホ 契約上電気を使用できる期間以外の期間に電気を使用された場合
- (2) (1)の免れた金額は、この要綱および料金表等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

15. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
- イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当該小売電気事業者が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当該小売電気事業者に対して、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

16. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、当該小売電気事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

17. 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社または当該小売電気事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この要綱および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

- (2) 当該一般送配電事業者は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

18. 書面交付義務

契約締結後に交付する書面については、当社が指定する次のいずれかの方法を用いてお知らせいたします。

- ・電子メールの送信
- ・Webページでの閲覧

19. 申込みに伴う不利益事項

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- (1) 解約にともなう違約金の発生

現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、契約期間の途中で契約解消と

なる場合に、違約金が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

(2) ポイントの失効

現在ご契約中の小売電気事業者との間でポイントサービスの適用を受けている場合、契約期間中に発行されたポイントが失効となる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

(3) 継続利用割引の適用期間

現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、継続利用割引がされている場合は、電気契約に関する継続利用割引が適用されなくなる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

(4) 過去の使用電力量に関する照会

現在ご契約中の小売電気事業者との契約期間中のご使用量について照会することができなくなる可能性がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

その他、ご契約解消にともなう不利益事項については、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

20. 取次契約を締結する小売電気事業者

当社が取次契約を締結する小売電気事業者は、北陸電力株式会社といたします。なお、お客さまへの電気の供給は、小売電気事業者が行ないます。

21. その他の事項

(1) 上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。

(2) 当社が、要綱および料金表を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせいたします。変更後の内容にお客さまから異議の申出がない場合は、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は、変更後の要綱および料金表によります。

(3) この要綱および料金表を変更する場合は、当社は、変更前は、要綱および料金表の変更内容を、変更後は、要綱および料金表の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更としない事項については、お知らせを省略いたします。

氷見ふるさとエネルギー株式会社

〒935-0013

富山県氷見市南大町10番1号 氷見商工会館3階

【お問い合わせ先】

○電気料金メニュー・お申込方法に関するお問い合わせ

TEL：0766-54-5200（平日：9時～17時）※祝日・年末年始を除く

○ご契約・その他に関するお問い合わせ

TEL：050-3138-2287（平日：9時～17時）※祝日・年末年始を除く

【小売電気事業者】

北陸電力株式会社

〔小売電気事業者登録番号 A0271〕

〒930-8686

富山県富山市牛島町15番1号